

**学校部活動及び地域クラブ活動に関する
総合的なガイドライン**

**令和 5 年 3 月
東京都**

はじめに

部活動は、スポーツや文化及び科学等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、顧問をはじめとした関係者の指導の下、学校教育の一環として行われており、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養^{かんよう}に資するなど教育的意義があります。異年齢の生徒同士や、生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の人格形成や健全育成に大きな役割を果たしてきました。

しかし、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっていることや、専門性や意思に関わらず教員が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することについて、より厳しい状況になっていることが指摘されています。

生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するとともに、教員の働き方改革を進めていくためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要があります。

東京都教育委員会は、令和元年度に、適切な部活動運営に向け、部活動の教育的意義や在り方に関する方針、また、体罰等の防止及び重大事故防止に向けた安全対策、健康面での留意事項等をまとめた「部活動に関する総合的なガイドライン」を作成し、生徒の自主的・自発的な参加となるよう生徒が参加しやすい実施形態を工夫するとともに、適切な休養日や活動時間を設定し、より合理的でかつ効率的、効果的な活動を推進してきました。

今回、これらのことに加え、部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動の機会を確保していくため、新たな地域クラブ活動や学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備の在り方などについて、基本的な考え方を示した、「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」を作成しました。

各学校においては、本ガイドラインを参考に、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成を目指した適切な部活動運営するとともに、教職員、家庭、地域との共通認識の下、更なる部活動の充実と地域連携・地域移行の推進に向けて取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

令和5年3月

東京都

目次

はじめに

目指す方向性 学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドラインの趣旨

I 学校部活動

第1章 部活動の教育的意義と適切な運営の在り方

1 部活動の教育的意義と位置付け	2
2 部活動運営上の留意事項	6
3 部活動指導者の役割	10
4 部活動の適切な運営のための体制整備	15
5 適切な休養日・活動時間の設定	21

第2章 部活動の在り方に関する方針

本方針策定の趣旨等	22
1 適切な運営のための体制整備	23
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	25
3 適切な休養日等の設定	26
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	27
5 学校部活動の地域連携	28

第3章 体罰、不適切な行為の防止

1 求められる指導者像 – Good Coach を求めて –	29
2 部活動指導者に求められるコンプライアンスと倫理規範	30
3 文部科学省の見解	31
4 体罰の定義	33
5 体罰の陰に隠れていた暴言や不適切な指導	34
6 体罰関連行為のガイドライン	35
7 東京都における体罰の実態	38
8 体罰が繰り返される構造	39
9 体罰のない部活動の推進	40
10 不適切な行為（わいせつ行為）、セクシュアル・ハラスメントの防止	42

第4章 部活動における重大事故防止に向けた安全対策

1 運動部活動において発生する事故の要因、運動やスポーツに内在する危険性等	44
2 都立学校における体育的活動に起因する事故の現状	46
3 部活動を安全に進める上でのポイント	48
4 事故防止に対する取組	52

第5章 部活動中における健康面での留意事項

1 熱中症の理解	57
2 熱中症の予防	62
3 頭部外傷の理解と予防	67
4 その他、注意すべきスポーツ外傷・スポーツ障害及び心身の状態	71

第6章 各競技における重大事故防止のためのガイドライン

1 陸上競技（投てき種目）	76
2 バスケットボール	78
3 バレーボール	80
4 ソフトボール	82
5 硬式野球	84
6 ラグビーフットボール	86
7 サッカー	88
8 ハンドボール	90
9 アメリカンフットボール	92
10 柔道	94
11 剣道	96
12 水泳	98
13 弓道	100
14 登山	102
15 空手道	104
16 アーチェリー	106

第7章 部活動の実践事例

1 地域と協働・融合した部活動	108
2 科学的トレーニングを積極的に導入する部活動	112
3 生徒の多様なニーズに応える部活動	113
4 合理的でかつ効率的・効果的に活動する部活動	114
関係資料1	123

II 新たな地域クラブ活動

新たな地域クラブ活動	128
1 新たな地域クラブ活動の在り方	128
2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進	129
3 学校との連携等	134

III 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

1 休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進	138
2 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法	138
3 区市町村における総合的・計画的な取組	140

IV 大会等の在り方の見直し

1 生徒の大会等の参加機会の確保	142
2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備	142
3 生徒の安全確保	143
4 大会等の在り方	144
関係資料2	145

I は都立学校を対象とする。II～IVは、公立中学校等を主な対象とし、高等学校段階では、学校等の実情に応じて取り組むことが望ましい。

目指す方向性

学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドラインの趣旨

生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するとともに、学校における教員の勤務負担軽減を図るため、部活動検討委員会における協議を経て、「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」を作成しました。

〈主な方向性〉

- ① 学校と地域との連携・協働により、**学校部活動の改革**に取り組み、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しめるよう、環境を整備すること。
- ② 学校部活動及び地域クラブ活動において、**生徒の自主的・自発的な参加**になるよう、指導体制を構築すること。
- ③ 技能や記録の向上等、生徒がそれぞれの目標を達成できるよう、科学的トレーニングの積極的な導入等により、短時間で効果が得られるような**より合理的でかつ効率的・効果的な活動**を行うこと。
- ④ 成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、**休養日や活動時間を適切に設定**すること。
- ⑤ 学校部活動の地域移行を見据え、学校部活動において専門的な技術指導に加え、大会引率等ができる**部活動指導員及び外部指導者を積極的に配置**するなど、教職員の負担軽減を踏まえ、地域と連携して指導体制を整備すること。